

山口県報

平成26年
3月20日
(木曜日)

目 次

告示

家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施（畜産振興課）……………一

家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による家畜の注射の実施（畜産振興課）……………三



山口県告示第百一十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

平成二十六年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 牛のブルセラ病検査
- (一) 目的
- 牛のブルセラ病の発生を予防するため
- (二) 区域
- 山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
 - 3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

急速凝集反応法

二 牛の結核病検査

(一) 目的

牛の結核病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

4 受精卵の採取の用に供する雌牛

5 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

ツベルクリン皮内注射法

三 牛のヨーネ病検査

(一) 目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

2 1に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

3 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

1 予備的抗体検出法(スクリーニング法)

2 1による検査の反応が陽性である場合には、リアルタイムPCR法

四 伝達性海綿状脳症検査

(一) 目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため

(二) 区域

山口県全域(萩市見島を除く。)

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 月齢又は推定月齢が満二十四月以上で死亡した牛の死体

2 月齢又は推定月齢が満十二月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(四) 期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法(エライザ法)

2 めん羊、山羊及び1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエス

タンプロット法による検査及び免疫組織化学的検査

五 馬伝染性貧血検査

(一) 目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

馬の全部(平成二十二年四月一日以降に検査を受けた馬を除く。)

(四) 期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応検査

六 馬インフルエンザ検査

(一) 目的

馬インフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している馬で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

簡易抗原検査

七 豚コレラ検査

(一) 目的

豚コレラの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が検査の必要があると認める豚

(四) 期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

酵素免疫測定法(エライザ法)

八 豚のオーエスキー病検査

(一) 目的

豚のオーエスキー病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

2 繁殖の用に供する目的で県外へ移出しようとする豚

3 繁殖の用に供し、又は肥育する目的で県外から移入した豚(清浄段階の地域

(その地域内で飼育しているいずれの豚等(豚及びいのししをいう。以下同

じ。))に対してもオーエスキー病の予防注射を実施しておらず、かつ、その地域

内において豚等を飼育している全ての農場において毎年二回以上B検査(オーエ

スキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、二十二頭以下である

場合にあつてはその全部を、二十三頭以上四十九頭以下である場合にあつては二

十二頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合にあつては二十六頭を、百頭以上

二百頭以下である場合にあつては二十七頭を、二百一頭以上九十九頭以下で

ある場合にあつては二十八頭を、千頭以上である場合にあつては二十九頭を、そ

それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。)を実施し、又は毎年一回以上C検査(オーエスキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、三十五頭以下である場合にあつてはその全部を、三十六頭以上四十九頭以下である場合にあつては三十五頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合にあつては四十五頭を、百頭以上二百頭以下である場合にあつては五十一頭を、二百一頭以上九百九十九頭以下である場合にあつては五十八頭を、千頭以上である場合にあつては五十九頭を、それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。以下同じ。)を実施し、その結果、オーエスキー病の野外抗体について陽性であると認められる豚等が一年以上確認されていない地域をいう。)から移入したも又はC検査を実施し、その結果、オーエスキー病の抗体について陽性であると認められる豚等が確認されていない農場から移入したものを除く。)

(四) 期日
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

ラテックス凝集反応法

九 鶏の高病原性鳥インフルエンザ

(一) 目的

鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

血清抗体検査(家畜防疫員が必要があると認める鶏にあつては、血清抗体検査及びウイルス分離検査)

十 家きんサルモネラ感染症検査及びマイコプラズマ・ガリセプチカム検査

(一) 目的

家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を採取し、又は採取する目的で飼育している鶏で家畜防疫員が検査の必要が

あると認めるもの

(四) 期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

急速凝集反応法

十一 腐蛆病検査

(一) 目的

腐蛆病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 蜜蜂の全部

2 転飼しようとする蜜蜂

(四) 期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

肉眼検査

山口県告示第百十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

平成二十六年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 牛流行熱予防注射及びイバラキ病予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

平成二十六年三月二十日印刷
平成二十六年三月二十日発行

発行人

山口県庁

(五) 注射の方法

1 牛流行熱 前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射

前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

2 イバラキ病 皮下一回注射

二 牛流行熱・イバラキ病混合予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射

前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

三 牛伝染性鼻気管炎予防注射

(一) 目的

牛伝染性鼻気管炎の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

筋肉一回注射

四 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜炎・牛パラインフルエンザ混合予防注射

(一) 目的

牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢・粘膜炎及び牛パラインフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

(四) 家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

筋肉一回注射

五 牛の炭疽^ニ予防注射

(一) 目的

牛の炭疽の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

皮下一回注射

六 豚の流行性脳炎予防注射

(一) 目的

豚の流行性脳炎の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している豚

(四) 期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

越夏豚にあつては皮下一回注射

未越夏豚にあつては皮下二回注射